

「議案第 60 号 糸満市立学校設置条例の一部を改正する条例について」に対する附帯決議

沖縄県が長年の懸案事項としていた児童心理治療施設が、平成 30 年 4 月に糸満市に開設する運びとなった。

この施設に処置される子供たちは、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障を来しているため、治療的な観点から生活支援を基盤とした治療を必要としている。治療を効果的に行うためには、学校教育との連携はとても重要であり、個々の児童・生徒に応じたきめ細やかな教育の提供が求められる。

本議会は、入所・治療・教育を必要としている子供たちの治療を含めた生活支援と教育の提供に反対するものではないが、「心理治療施設運営ハンドブック」（厚生労働省）に「法定の教員数ではとても対応できない。入所してくる子供の中には、軽度の知的障がい者や学習に向かう姿勢がまるで身についていない子もいるので個別指導が必要な子供も多く、加配や支援員を入れてもらうなど教育委員会の理解を得ていく必要がある」等の趣旨が記されており、開設後の運営には、これらに対処できる専門的な知識を持った多くの人的・財政的支援が必要となる。糸満市立米須小学校大度分校、糸満市立三和中学校大度分校の 2 校ふえることは、本市教育委員会にとって、財政的負担や事務量の増加だけでなく、設置者としての責任が半永久的に重くのしかかる。

県の施策で設置される児童心理治療施設は、基礎自治体間にまたがるため、入所、通学の児童・生徒たちの受け皿を一市で担うのは不公平であり、本議会は県の特別な人的・財政的支援を求める。

全ての子供たちに、よりよい教育環境を保障するためには、県、市、設置法人等のさまざまな機関が連携協力していく体制づくりが不可欠である。

以上の内容を踏まえ、「議案第 60 号 糸満市立学校設置条例の一部を改正する条例について」議会として以下の意見を附帯する。

記

- 1、貧困率の高い沖縄県においては児童虐待に起因する心因性の課題を抱えた児童・生徒も少なくないため、福祉と教育がしっかりと連携した特別支援のあり方についての総合的な見直しを行い、市と県が責任を持って課題を抱えた児童・生徒のよりよい教育環境づくりに努めること。
- 2、糸満市教育委員会の運営に支障が生じないよう、沖縄県に対し個々の児童・生徒の実態に応じた安定的な教職員や精神保健福祉士等の人的配置を保障するとともに、予算の確保及び施設面の整備については、事業推進者である県及び児童心理治療施設の設置者である設置法人の責任において対処する体制づくりをするよう県に対し要求すること。

3、沖縄県全域から子供たちを受け入れることから、今後の諸問題の解決に当たっては、県に対して事業推進者としての責任を求め、関係機関と協力して早期に総合的な体制づくりを県に対し要求すること。

4、糸満市立米須小学校大度分校、糸満市立三和中学校大度分校の設置、運営開始後も行政責任を果たし分校の糸満市から沖縄県への移管要求をすること。
以上決議する。

平成 29 年 9 月 28 日

糸 満 市 議 会